

発電側課金の中間とりまとめ改定等について

第8回 制度設計・監視専門会合

事務局提出資料

2025年4月25日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日の内容

- 発電側課金は、小売電気事業者が全て負担していた送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものとして、2024年4月より導入されたところ。
- 本日は、発電側課金に係る制度運用の状況として、「①発電側課金の中間とりまとめの改定（パブリックコメント実施結果を踏まえた反映）」について御審議いただくとともに、「②一般送配電事業者に対する手続きの改善要望」について御報告を行うもの。

- 1. 発電側課金の中間とりまとめの改定について
(パブリックコメント実施結果を踏まえた反映)**
2. 一般送配電事業者に対する手続きの改善要望について

中間とりまとめに係るパブリックコメントの実施について

- 第6回制度設計・監視専門会合（令和7年2月開催）における御審議を踏まえ、下表の改正内容を反映した「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」の改定案について、令和7年2月28日から令和7年3月31日の期間でパブリックコメントを実施したところ。
- 本日はそのパブリックコメントの結果について御報告させていただくとともに、中間とりまとめに反映する内容について御確認いただきたい。

<2023年4月の中間とりまとめ以降に整理した事項>

時期	整理内容
2023年6月 第86回制度設計専門会合	<ul style="list-style-type: none">➤ 各市場・取引における発電側課金の転嫁➤ 発電併設蓄電池における発電側課金の扱い
2024年8月 第100回制度設計専門会合	<ul style="list-style-type: none">➤ 発電側課金における制限中止割引の廃止
2025年1月 第553回電力・ガス取引監視等委員会	<ul style="list-style-type: none">➤ 発電側課金における災害時の特別な措置

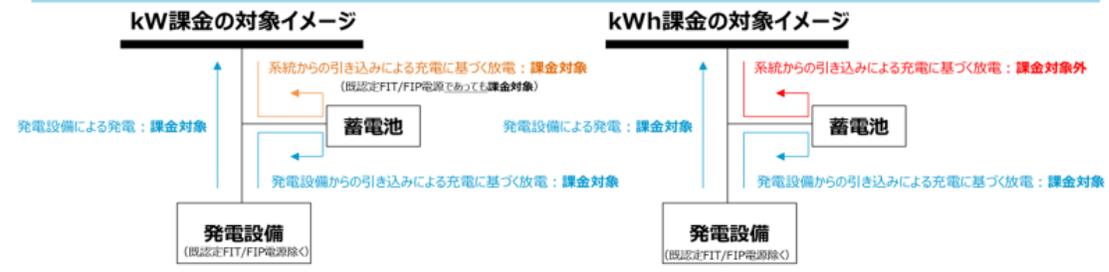
改定案の内容① (発電併設蓄電池における発電側課金の扱い)

- 中間とりまとめにおいて、今後検討するとされた発電併設蓄電池を設置した場合の発電側課金の扱いは、**第86回制度設計専門会合(2023年6月開催)**において追加的に整理されたところ。
- 具体的には、発電併設蓄電池の発電側課金は「**kW課金(固定料金)は、他の電源と同様の課金対象**」とし、「**kWh課金(従量料金)は、蓄電池の系統からの引き込み分以外が課金対象**」とする等※、**課金方法を明確化する整理がされたもの**。 ※併せて既認定FIT/FIP併設蓄電池の扱いについても明確化を行っている。

発電併設蓄電池を設置した場合の発電側課金の扱い

第86回 制度設計専門会合
(2023年6月) 資料9-1

- 基本的には、**発電併設蓄電池を設置した場合のkW課金は、原則どおり課金する**。
 - ※ 1. ただし、**調達期間等内の既認定FIT/FIPは、調達期間等が終了してから発電側課金の対象となるため、調達期間等内の既認定FIT/FIPに蓄電池を併設する場合のkW課金の対象は、発電併設蓄電池の系統からの引き込みによる充電に基づく放電部分となる**。課金対象部分の算出に関しては、**当該既認定FIT/FIP電源と蓄電池の発電設備容量で案分し、蓄電池分を課金対象として算定してはどうか**。
- 他の電源との公平性の観点から蓄電池のkWh課金については免除と整理されているため、基本的には、**発電併設蓄電池を設置した場合のkWh課金は、蓄電池の系統からの引き込みによる充電に基づく放電以外(=発電設備からの発電分)が対象となる**。
 - ※ 2. ただし、**調達期間等内の既認定FIT/FIPに併設して蓄電池を設置する場合は、当該既認定FIT/FIP電源に関して、調達期間等が終了してから発電側課金の対象となることに留意が必要**。
 - ※ 3. **発電併設蓄電池の系統からの引き込みによる充電に基づく放電の量を算定するに当たって、正確な数値や実際の電力量に近い数値の算定が難しい場合、同地点において系統から引き込んだ電力量を基に、蓄電池が系統から引き込んで放電する電力量を算出するなどの方法もあり得るのではないか**。



※ なお、FIP併設蓄電池の系統からの充電は、新規FIP併設蓄電池は2024年4月に可能となり、既認定FIP併設蓄電池については2025年4月に可能となる予定。

第6回 制度設計・監視専門会合
資料7-1（2025年2月）

改定案の内容②（発電側課金における制限中止割引の廃止）

- 発電側課金では、緊急時の作業停止や設備故障時における出力制御など、送配電設備起因かつ出力制御の予見性がない場合において一定の割引（制限中止割引）が行われることとされていた。
- 他方、制限中止割引対応に係るコスト削減等の観点から、2024年1月に変更認可された託送供給等約款において、**需要側の制限中止割引は2024年度末に廃止されることとなった。**
- **以上の経緯を踏まえ、第100回制度設計専門会合（2024年8月）において、発電側課金における制限中止割引は、需要側と同様の措置を執るのが合理的であり、需要側と同様に2024年度末をもって廃止することと整理※されたもの。** ※ 2025年4月適用の託送供給等約款において規定されることとなっている。

発電側課金における制限中止割引の取扱いについて

第100回 制度設計専門会合
(2024年8月) 資料4

- 発電側課金における制限中止割引は、以下の観点から**需要側と同様の措置を執るのが合理的**であり、**需要側と同様に2024年度末をもって廃止する※**こととしてはどうか。
 - ① 発電側課金における制限中止割引は、需要側と同様に送配電都合により送配電設備を利用できないことを踏まえ、**需要側の制限中止割引と同じ水準・内容で措置されたこと。**
 - ② 需要側の制限中止割引の廃止理由を踏まえると、**コスト削減効果を発現するには発電側においても同様の措置を執る必要があること。**
 - ③ 過去の制度設計専門会合での議論では、生活や事業活動等に不可欠な電気を消費している需要側における供給停止と比較して、**発電側の出力制御を保護する必要性は相対的に低い**という考え方が示されており、**発電側課金の制限中止割引が存続する合理性は乏しいこと。**

※発電側における災害時の特別な措置については、一般送配電事業者側からの託送供給等約款の変更申請を経て、電力・ガス取引監視等委員会で今後審査される予定。

改定案の内容③ (発電側課金における災害時の特別な措置)

- 発電側課金における制限中止割引が廃止されることを踏まえ、第553回電力・ガス取引監視等委員会(2025年1月)において、当該割引が実質的に災害時における被災者の負担軽減策で機能してきた実態等を考慮し、同等の仕組みを備えた代替措置として、需要側と同様に発電側課金における災害時の特別な措置を託送供給等約款で備えることとするについて確認※されたもの。 ※2025年4月適用の託送供給等約款において規定されることとなっている。

(2) 災害時の特別な措置に係る規定の追加

① 変更内容

これまで災害特例措置として実施してきた措置に以下の点を拡充し、需要側及び発電側における災害時の特別な措置に係る規定としてそれぞれ追加。

- ・発動条件: 災害救助法の適用又は激甚災害として指定された場合、かつ一般送配電事業者へ申込みを実施のうえ受領された場合
- ・適用条件: 被災から電気を全く使用していない場合
- ・割引率: 4%/日

② 理由

上記(1)のとおり、需要側及び発電側の制限・中止時の割引が廃止されることを踏まえ、需要側については、総合資源エネルギー調査会/電力・ガス事業分科会/第72回電力・ガス基本政策小委員会(令和6年3月29日開催)において、当該割引が実質的に災害時における被災者の負担軽減策で機能してきた実態等を踏まえ、同等の仕組みを備えた代替措置として、これまで災害特例措置として実施してきた内容とあわせて、災害時の特別な措置を2025年4月1日までに託送供給等約款に規定することと整理されたため。また、発電側についても、需要側での整理と同様に、災害時の特別な措置に係る規定を追加するもの。

第553回 電力・ガス取引監視等委員会
一部抜粋・追記(2025年1月)資料3

第6回 制度設計・監視専門会合
資料7-1 (2025年2月)

改定案の内容④ (各市場・取引における発電側課金の転嫁)

- 発電側課金においては、**発電事業者が発電費用の一部として適切に転嫁できなければ、制度変更に伴う費用負担を発電側で一方向的に負うこととなってしまう。**
- そのため、**第86回制度設計専門会合 (2023年6月) において、各市場・取引における発電側課金を転嫁する際の扱いを明確化したもの。**

各市場・取引における発電側課金の転嫁

第86回 制度設計専門会合
(2023年6月) 資料9-1
一部修正

- 各市場・取引における発電側課金の転嫁に関しては、以下のとおりの整理とする。

市場・取引	発電側課金の転嫁に関して
スポット市場	応札価格に織り込むことが可能 (限界費用にkWh課金分を織り込む)
時間前市場	応札価格に織り込むことが可能
先渡市場	応札価格に織り込むことが可能
ベースロード市場	応札価格に織り込むことが可能 ※資源エネルギー庁の審議会において整理済み
容量市場	応札価格にkW課金分を織り込むことが可能 ※資源エネルギー庁、広域機関の審議会・検討会において整理済み
需給調整市場	応札価格に織り込むことが可能 (調整力 kWh 市場の限界費用にkWh課金分を織り込む。また、調整力ΔkW市場の固定費回収のための合理的な額 (= B種の「一定額」) にkW課金分を織り込む。)
相対取引 (常時バックアップ含む)	取引価格に織り込むことが可能 ※「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」(転嫁ガイドライン)を策定済み

※上記スライドに関して相対取引については「相対契約における発電側課金に関する指針」を2024年1月に策定・公表済み。また、需給調整市場の転嫁に関しては、2024年3月の需給調整市場ガイドライン改定後、固定費回収済みのA種電源の一定額は「0.33円/ΔkW・30分」に変更されており、限界費用参照ではなくなったため、記載内容について所要の修正を行っている。

(参考) 第6回制度設計・監視専門会合での審議事項 (パブリックコメントの実施について)

第6回 制度設計・監視専門会合
資料7-1 (2025年2月)

「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」の改定について

- 以上の追加整理があったことを踏まえ、**発電側課金の各関係事業者への適切な制度周知の観点から、資料7-2及び資料7-3のとおり「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」を改定することとしたい。**なお、改定にあたっては、**所要のパブリックコメントを実施したい。**
- 改定した中間とりまとめについては、改定後速やかに電力・ガス取引監視等委員会の**発電側課金制度に係るホームページで公表・掲載し、制度周知等に活用していくこととしたい。**

○HP掲載イメージ



特設ページ



● URL : <https://www.egc.meti.go.jp/info/public/news/20241210001b.html>

パブリックコメントにおいて提出いただいた御意見について

- パブリックコメントでは、計5件の御意見をいただいたところ、その概要は以下のとおり。
 - ①逆潮流10kW未満の電源が「当分の間」課金対象外とされている点に関する御意見
 - ②発電側課金の制度趣旨と再生可能エネルギー推進との関係に関する御意見
 - ③発電側課金の転嫁に係るアンケート・ヒアリングによる監視及び一般送配電事業者の手続き改善要望の対応状況のフォローアップに関する御意見
 - ④発電併設蓄電池の設置時における発電側課金に係るkW課金及びkWh課金の算定方法等の詳細に関する御意見
 - ⑤需給調整市場での発電側課金の転嫁におけるkWh課金分の織り込み方法に関する御意見
- 以上の御意見のうち、①～③については、今回の中間とりまとめの改定内容に関する御意見ではなく、発電側課金の制度や制度運用そのものに関する御意見のため、制度趣旨や今後の制度の運用状況に関して、資料5-1のとおり、御回答させていただくこととする。
- 他方、④及び⑤については、御意見を踏まえ、事業者への分かりやすさ及び内容の明確化の観点から、次ページ以降のスライドのとおり、今回の中間とりまとめの改定内容に追加で反映することとしたい。

パブリックコメントを踏まえた追加反映案①(発電併設蓄電池における発電側課金の扱い)

- 中間とりまとめ(改定案)における「発電併設蓄電池を設置した場合の発電側課金の扱い」に係る「kW課金の対象イメージ」の図において、「**発電設備及び発電併設蓄電池の設備容量の合計がそのまま発電側課金の対象電力となるものと誤認を与える可能性がある**ので、**対象電力の正しい算定イメージが明確になるよう留意点として注釈に記載すべき**」との御意見をいただいたこと等を踏まえ、その点誤認が生じないよう以下の文言を注釈として追記することとしたい。

＜追記案＞上記kW課金の対象イメージは、各潮流に着目することで課金対象を明確化するためのものである。実際にkW課金の対象電力を算定する場合には、必ずしも発電設備及び発電併設蓄電池の設備容量の合計がそのまま対象電力となるものではなく、同時最大受電電力及び発電併設蓄電池の需要に係る契約電力(接続供給課金対象電力)の差し引き分も踏まえて対象電力が算定される点に留意すること。

※kW課金の対象電力の算定では、発電併設蓄電池の需要に係る契約電力(接続供給課金対象電力)の差し引き分も考慮する必要があるため、上記追記案で明確化している。

発電側課金の導入について 中間とりまとめ 概要(改定案) 追記箇所青字・赤枠強調

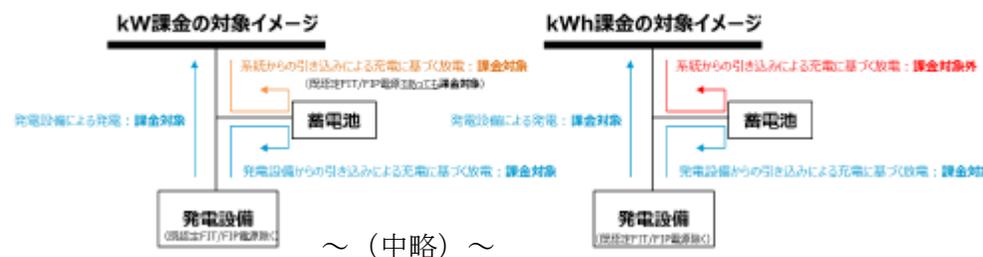
発電側課金の導入について 中間とりまとめ(改定案) 追記箇所青字・赤枠強調

②課金方法(発電併設蓄電池を設置した場合の扱い)

- 基本的には、**発電併設蓄電池を設置した場合のkW課金は、原則どおり課金する。**
 - ※ 1. ただし、調達期間等内の既認定FIT/FIPは、調達期間等が終了してから発電側課金の対象となるため、調達期間等内の既認定FIT/FIPに蓄電池を併設する場合のkW課金の対象は、**発電併設蓄電池の系統からの引き込みによる充電に基づく放電部分**となる。課金対象部分の算出に関しては、当該既認定FIT/FIP電源と蓄電池の発電設備容量で案分し、蓄電池分を課金対象として算定する。
- 他の電源との公平性の観点から蓄電池のkWh課金については免除と整理されているため、基本的には、**発電併設蓄電池を設置した場合のkWh課金は、蓄電池の系統からの引き込みによる充電に基づく放電以外(=発電設備からの発電分)が対象となる。**
 - ※ 2. ただし、調達期間等内の既認定FIT/FIPに併設して蓄電池を設置する場合は、当該既認定FIT/FIP電源に関して、調達期間等が終了してから発電側課金の対象となることに留意が必要。
 - ※ 3. 発電併設蓄電池の系統からの引き込みによる充電に基づく放電の量を算定するに当たって、正確な数値や実際の電力量に近い数値の算定が難しい場合、同地点において系統から引き込んだ電力量を基に、蓄電池が系統から引き込んで放電する電力量を算出する方法もあり得る。

による充電に基づく放電以外(=発電設備からの発電分)が対象となる^{15 16 17 18}。

【図表7】発電併設蓄電池を設置した場合の発電側課金の扱いイメージ



既認定FIP併設蓄電池の系統からの充電が2025年4月から可能となったため、時点修正。

¹⁷ なお、FIP 併設蓄電池の系統からの充電は、新規 FIP 併設蓄電池は 2024 年 4 月に可能となり、既認定 FIP 併設蓄電池については 2025 年 4 月に可能となった。

¹⁸ 上記 kW 課金の対象イメージは、各潮流に着目することで課金対象を明確化するためのものである。実際に kW 課金の対象電力を算定する場合には、必ずしも発電設備及び発電併設蓄電池の設備容量の合計がそのまま対象電力となるものではなく、同時最大受電電力及び発電併設蓄電池の需要に係る契約電力(接続供給課金対象電力)の差し引き分も踏まえて対象電力が算定される点に留意すること。

※なお、FIP 併設蓄電池の系統からの充電は、新規 FIP 併設蓄電池は 2024 年 4 月に可能となり、既認定 FIP 併設蓄電池については 2025 年 4 月に可能となる。
 ※上記 kW 課金の対象イメージは、各潮流に着目することで課金対象を明確化するためのものである。実際に kW 課金の対象電力を算定する場合には、必ずしも発電設備及び発電併設蓄電池の設備容量の合計がそのまま対象電力となるものではなく、同時最大受電電力及び発電併設蓄電池の需要に係る契約電力(接続供給課金対象電力)の差し引き分も踏まえて対象電力が算定される点に留意すること。

パブリックコメントを踏まえた追加反映案②(各市場・取引における発電側課金の転嫁)

- 中間とりまとめ（改定案）における「各市場・取引における発電側課金の転嫁」について、「『需給調整市場で調整力kWh市場の限界費用にkWh課金分を織り込む』と記載があるが、需給調整市場ガイドラインでは、kWh市場に係る合理的な応札価格の算定式で『限界費用＋一定額（限界費用×一定割合）』となっており、『一定額』における『限界費用』にkWh課金分を織り込むか否かを明確に記載すべき」との御意見をいただいたため、その点について、明確化の観点から以下文言を追記することとしたい。

＜追記案＞ただし、一定額を算出する際の限界費用にはkWh課金分は含めない。

※一定額を算出する際の限界費用にkWh課金分を含めると過剰に発電側課金を回収することになってしまう。なお、本追記内容は第86回制度設計専門会合（2023年6月開催）において、既に整理済みの内容を踏まえたもの。

発電側課金の導入について中間とりまとめ 概要（改定案）追記箇所青字・赤枠強調

②各市場・取引における発電側課金の転嫁

- 各市場・取引における発電側課金の転嫁に関しては、以下のとおりの整理とする。

市場・取引	発電側課金の転嫁に関して
スポット市場	応札価格に織り込むことが可能 (限界費用にkWh課金分を織り込む)
時間前市場	応札価格に織り込むことが可能
先渡市場	応札価格に織り込むことが可能
ベースロード市場	応札価格に織り込むことが可能 ※資源エネルギー庁の審議会において整理済み
容量市場	応札価格にkW課金分を織り込むことが可能 ※資源エネルギー庁、広域機関の審議会・検討会において整理済み
需給調整市場	応札価格に織り込むことが可能 (調整力 kWh 市場の限界費用にkWh課金分を織り込む(ただし、一定額を算出する際の限界費用にはkWh課金分は含めない。))。また、調整力ΔkW市場の固定費回収のための合理的な額(=B種の「一定額」)にkW課金分を織り込む。)
相対取引 (常時バックアップ含む)	取引価格に織り込むことが可能 ※「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」(転嫁ガイドライン)を策定済み

発電側課金の導入について中間とりまとめ（改定案）追記箇所青字・赤枠強調

②各市場・取引における発電側課金の転嫁

各市場・取引における発電側課金の転嫁に関しては、以下の整理とする。

【図表 29】各市場・取引における発電側課金の転嫁

②各市場・取引における発電側課金の転嫁

- 各市場・取引における発電側課金の転嫁に関しては、以下のとおりの整理とする。

市場・取引	発電側課金の転嫁に関して
スポット市場	応札価格に織り込むことが可能 (限界費用にkWh課金分を織り込む)
時間前市場	応札価格に織り込むことが可能
先渡市場	応札価格に織り込むことが可能
ベースロード市場	応札価格に織り込むことが可能 ※資源エネルギー庁の審議会において整理済み
容量市場	応札価格にkW課金分を織り込むことが可能 ※資源エネルギー庁、広域機関の審議会・検討会において整理済み
需給調整市場	応札価格に織り込むことが可能 (調整力 kWh 市場の限界費用にkWh課金分を織り込む(ただし、一定額を算出する際の限界費用にはkWh課金分は含めない。))。また、調整力ΔkW市場の固定費回収のための合理的な額(=B種の「一定額」)にkW課金分を織り込む。)
相対取引 (常時バックアップ含む)	取引価格に織り込むことが可能 ※「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」(転嫁ガイドライン)を策定済み

(参考) 第86回制度設計専門会合における整理内容(一定額でのkWh課金の整理について)

第86回 制度設計専門会合
資料 9 - 1 (2023年6月)
該当箇所赤枠強調、一部編集

需給調整市場における発電側課金の転嫁について

- 需給調整市場における発電側課金の転嫁に関しては、以下のとおり整理してはどうか。
 - ※ 併行して需給調整市場の価格規律に関する検討が進められているため、その検討次第では、以下の整理から変更する可能性がある。
 - **kWh課金分は限界費用に織り込むことが可能と整理**してはどうか。
 - ※ 1. 調整力ΔkW市場における逸失利益(機会費用)の算定に用いる限界費用に関しては、**kWh課金分を考慮**してはどうか。
 - **kW課金分は一定額に織り込むことを可能と整理**してはどうか。
 - ※ 2. 当年度分の固定費回収が済んだ電源等については、「一定額 = 限界費用 × 一定割合」となっているところ。固定費回収が済んだ電源等はkW課金分の回収を終えており、**kWh課金分は調整力kWh市場において回収可能であることから、当年度分の固定費回収が済んだ電源等の一定額を算出する際の限界費用には、kWh課金分は含めない**こととしてはどうか。
 - ※ 3. 調整力公募が残る沖縄エリアにおいては、公募応札額に発電側課金のkW課金分を織り込むことが可能としてはどうか。

(参考) 需給調整市場ガイドラインにおける価格規律

1. 調整力kWh市場

調整力 kWh 市場の予約電源以外における適正取引ガイドラインの「望ましい行為」に記載の競争的な市場において合理的な行動となる価格とは、各電源等の kWh 価格の登録が、次の式を満たすようにすることをいう。

上げ調整の kWh 価格 ≤ 当該電源等の限界費用 + 一定額
下げ調整の kWh 価格 ≥ 当該電源等の限界費用 - 一定額

ここで、一定額 = 当該電源等の固定費回収のための合理的な額(当年度分の固定費回収が済んだ電源等については、一定額 = 限界費用 × 一定割合)

予約電源については、kWh 価格は「限界費用又は市場価格」以下とすることが適当。

2. 調整力ΔkW市場

調整力ΔkW 市場における適正取引ガイドラインの「望ましい行為」に記載の競争的な市場において合理的な行動となる価格とは、各電源等の ΔkW 価格の登録が、次の式を満たすようにすることをいう。

ΔkW 価格 ≤ 当該電源等の逸失利益(機会費用) + 一定額等

ここで、一定額 = 当該電源等の固定費回収のための合理的な額(当年度分の固定費回収が済んだ電源等については、一定額 = 限界費用 × 一定割合)とし、等は売買手数料とする。

「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」の改定について

- 以上のパブリックコメントにおける御意見を踏まえた追加の反映を行い、**発電側課金の各関係事業者への適切な制度周知の観点から、資料5-2及び資料5-3のとおり「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」を改定することとしたい。**また、改定内容については、電力・ガス取引監視等委員会に報告した上で公表することとしたい（併せて資料5-1のとおり、パブリックコメント実施結果及びいただいた御意見に対する回答を公表することとする）。
- 改定した中間とりまとめの周知は、電力・ガス取引監視等委員会の発電側課金制度に係るホームページでの公表に加え、関係機関に御協力いただき発電事業者等に周知を行うこととしたい。

○HP掲載イメージ

トップページ

発電側課金制度
- 特設ページ -

最新情報

- 令和7年4月1日時点における最終保電供給件数を公表いたしました（2025年4月15日）
- 小売電気事業者を立ち上げる者の登録に関する意見聴取について意見を回答しました（2025年4月10日）
- 株式会社JERAから追加報告を受領しました（2025年4月9日）
- 相談窓口（情報提供窓口）ページにチャットボットを稼働いたしました（2025年4月7日）
- 令和7年3月23日に発生した林野火災による特定小売供給約款等の特別対応等について、真存在ごとを経済産業大臣に回答しました（2025年4月1日）
- ガス取引の状況（令和6年1-2月分：ガス取引概観）を公表いたしました（2025年3月26日）

発電側課金制度

特設ページ

発電側課金の導入について
中間とりまとめ

2023年4月
2025年●月改定

電力・ガス取引監視等委員会
制度設計・監視専門会合

（詳細版）発電側課金の導入について中間とりまとめ

● URL : <https://www.egc.meti.go.jp/info/public/news/20241210001b.html>

1. 発電側課金の中間とりまとめの改定について
(パブリックコメント実施結果を踏まえた反映)

2. **一般送配電事業者に対する手続きの改善要望について**

一般送配電事業者に対する手続きの改善要望の状況について

- 第6回制度設計・監視専門会合（2025年2月）において、発電側課金のアンケート・ヒアリング調査で確認された**一般送配電事業者に対する手続きの改善要望の状況**について御報告した。
- 同要望について、**送配電網協議会及び各一般送配電事業者に改めて検討の進捗状況について確認**したところ、その結果としては以下のとおり。
- **既に対応が完了した事項が確認されており、また、対応可能時期の目途が整理されるなど一定の検討が進んだ事項も確認された。今後も、改善要望の進捗状況について、確認を継続していく。**

<要望の概要と確認結果>

要望の概要	前回の一般送配電事業者への確認結果 (第6回制度設計・監視専門会合)	今回の一般送配電事業者への確認結果
<p>・発電契約者として買取料金との相殺可否判定を実施して、一般送配電事業者に結果を返却することとなっているが、一部のエリアで相殺可否判定結果を記載する欄がプルダウン選択となっており、1件ずつ個別に手作業を実施する運用となっており業務上負担となっているので、他エリアの形式と揃えられないか。</p>	<p>➤ 他のシステム改修案件と調整を図りつつ、実施時期については引き続き検討中。</p>	<p>➤ 2025年度中にシステム改修することで対応予定。</p>
<p>・現在、代理回収実施後にインボイス帳票（請求機能なし）が発電所の地点ごとに後追いで送付されているが、原本を紙ではなく電子データとする運用の変更を御検討いただけないか。</p>	<p>➤ 今後電子化することで検討しているとされていた一部の一般送配電事業者について、2027年度目途に対応することで検討中。 ※なお、その他一般送配電事業者においても実施することについては、実施の可否も含め、引き続き詳細の検討中。</p>	<p>➤ 今後電子化することで検討しているとされていた一部の一般送配電事業者について、2026年度、2027年度目途に対応することで検討中（さらに1社対応時期が明確となった）。 ※なお、その他一般送配電事業者においても実施することについては、実施の可否も含め、引き続き詳細の検討中。</p>

一般送配電事業者に対する手続きの改善要望の状況について（続き）

<要望の概要と確認結果>

要望の概要	前回の一般送配電事業者への確認結果 (第6回制度設計・監視専門会合)	今回の一般送配電事業者への確認結果
<p>・検針日ごとの3つのExcelファイル(総括表、計算結果一覧、代理回収結果一覧)が作成されるが、一部エリアのみ、計算結果一覧及び代理回収結果一覧ファイルがCSVでの提供となるため、要望事業者の社内でRPAなどを活用して効率的に業務処理を行う際に支障となっているので、ファイル形式はExcel等に統一化できないか。</p> <p>・相殺不可の回答結果の送信の際に、CSVのみしか登録できないエリアとExcelでも対応可能なエリアがあるが、Excelも受けつける形としてもらえないか。</p>	<ul style="list-style-type: none">➤ 今般の各新電力からの要望を踏まえると、中長期的にはCSVとExcelファイル形式の双方に対応するシステム改修をすることが望ましいと考えているが、費用対効果等の観点を踏まえつつ、その対応の可否も含めて、早期に検討を進める。➤ 当面の対応としては、各一般送配電事業者において、文字化けの解消方法やCSVとExcelの相互の変換方法に係る説明資料の提示などの丁寧な支援を早期に実施することとしたい。	<ul style="list-style-type: none">➤ 当面の対応として、CSVの文字化け及びCSV・Excel相互変換の反映方法に係る資料を作成したため、各一般送配電事業者においてHPへの掲載や発電契約者へのメール送付等の周知を行った。

（参考）一般送配電事業者に対する手続きの改善要望の状況について（続き）

＜中部電力パワーグリッドのHPにおいて周知された際の例＞

The screenshot shows the Chubu Electric Power Grid website interface. At the top left is the logo and name '中部電力パワーグリッド'. To the right is the title '託送コミュニケーションシステム（託送関連データ提供システム）'. A left-hand navigation menu is visible with '業務メニュー' and 'ご利用にあたって'. The main content area features a blue header 'お知らせ' and a notice titled 'Excel形式の発電側課金関連帳票をCSV形式で保存する方法について【参考資料 掲載】（掲載日時 2025年4月16日14時）'. The notice text explains that starting with the agency collection implementation, bills related to generation-side charges (summary, calculation details, and collection results) will be provided in CSV format, and users are advised to convert from Excel. A PDF link is provided for the conversion method. A note at the bottom states that the company's system does not support CSV format.

中部電力パワーグリッド

託送コミュニケーションシステム（託送関連データ提供システム）

業務メニュー

ご利用にあたって

- 同時同量支援
 - 30分電力量
 - 日毎30分電力量
 - 発電30分電力量
 - 日毎発電30分電力量
- 確定使用量
 - 確定使用量提供
 - 計器取替提供

お知らせ

Excel形式の発電側課金関連帳票をCSV形式で保存する方法について【参考資料 掲載】（掲載日時 2025年4月16日14時）

発電側課金の代理回収実施時に提供しております「発電側課金に関連する帳票（総括表、計算結果明細一覧、代理回収結果一覧）」につきまして、Excel形式からCSV形式に変換して保存する方法を掲載いたしますので、必要に応じて以下資料をご覧ください。

[ExcelファイルをCSVファイルで保存する方法について.pdf](#)

なお、当社託送ホームページへ代理計算結果一覧ファイルをアップロードいただく際には、従来通り、当社指定のフォーマット（Excel形式）をご使用いただきますようお願いいたします。＊CSV形式には対応していません。

(参考) 第6回の制度設計・監視専門会合での報告事項①

第6回 制度設計・監視専門会合
資料7-1 (2025年2月)

一般送配電事業者に対する手続きの改善要望の状況について

- 第4回制度設計・監視専門会合(2024年12月)において、発電側課金のアンケート・ヒアリング調査で確認された**一般送配電事業者に対する手続きの改善要望**について御報告したところ。
- 同要望について、**送配電網協議会及び各一般送配電事業者に改めて検討の進捗状況について確認**したところ、その結果としては以下のとおり。
- **既に対応が完了した事項が確認されており、また、対応可能時期の目途が整理されるなど一定の検討が進んだ事項も確認された。今後も、改善要望の進捗状況について、確認を継続していく。**

<要望の概要と確認結果>

要望の概要	前回の一般送配電事業者への確認結果 (第4回制度設計・監視専門会合)	今回の一般送配電事業者への 確認結果
・発電側課金関連データの「計算結果明細一覧」ファイルについて、ある地点にて遡及案件が発生した場合に、小計+その他精算額等=請求金額とならない場合があるため、同ファイル内で整合性が取れるように変更いただきたい。	➤ 同ファイル内で整合性が取れるように対応予定。	➤ 同ファイル内で整合性が取れるようにすることで対応済み。
・現在、代理回収実施後にインボイス帳票(請求機能なし)が発電所の地点ごとに後追いで送付されているが、原本を紙ではなく電子データとする運用の変更を御検討いただけないか。	➤ 既に対応済み、または、今後電子化することで検討している一般送配電事業者もいるところ。その他一般送配電事業者においても実施することについては、今後詳細の検討が必要となる。	➤ 今後電子化することで検討しているとされていた一部の一般送配電事業者について、2027年度目途に対応することで検討中。 ※なお、その他一般送配電事業者においても実施することについては、実施の可否も含め、引き続き詳細の検討中。

(参考) 第6回の制度設計・監視専門会合での報告事項②

第6回 制度設計・監視専門会合
資料7-1 (2025年2月)

一般送配電事業者に対する手続きの改善要望の状況について (続き)

<要望の概要と確認結果>

要望の概要	前回の一般送配電事業者への確認結果 (第4回制度設計・監視専門会合)	今回の一般送配電事業者への確認結果
<p>・検針日ごとの3つのExcelファイル(総括表、計算結果一覧、代理回収結果一覧)が作成されるが、一部エリアのみ、計算結果一覧及び代理回収結果一覧ファイルがCSVでの提供となるため、要望事業者の社内でRPAなどを活用して効率的に業務処理を行う際に支障となっているので、ファイル形式はExcel等に統一化できないか。</p>	<p>➤ 各新電力にもヒアリング実施したところ、大規模事業者では大量データをRPAで処理するためCSV、小規模事業者ではCSVでは文字化けが生じることからExcelを志向しているなど、事業者の立場によっても差異があるので、統一化するとしても今後慎重な検討が必要となる。</p>	<p>➤ 今般の各新電力からの要望を踏まえると、中長期的にはCSVとExcelファイル形式の双方に対応するシステム改修をすることが望ましいと考えているが、費用対効果等の観点を踏まえつつ、その対応の可否も含めて、早期に検討を進める。</p> <p>➤ 当面の対応としては、各一般送配電事業者において、文字化けの解消方法やCSVとExcelの相互の変換方法に係る説明資料の提示などの丁寧な支援を早期に実施することとしたい。</p>
<p>・相殺不可の回答結果の送信の際に、CSVのみしか登録できないエリアとExcelでも対応可能なエリアがあるが、Excelも受けつける形としてもらえないか。</p>	<p>➤ 上記と同様にCSVとExcelを志向する事業者がそれぞれいるため、今後慎重な検討が必要となる。</p>	
<p>・発電契約者として買取料金との相殺可否判定を実施して、一般送配電事業者に結果を返却することとなっているが、一部のエリアで相殺可否判定結果を記載する欄がプルダウン選択となっており、1件ずつ個別に手作業を実施する運用となっており業務上負担となっているので、他エリアの形式と揃えられないか。</p>	<p>➤ 他エリアの形式と揃えることで対応可能(対応完了時期は今後精査)。</p>	<p>➤ 他のシステム改修案件と調整を図りつつ、実施時期については引き続き検討中。</p>